

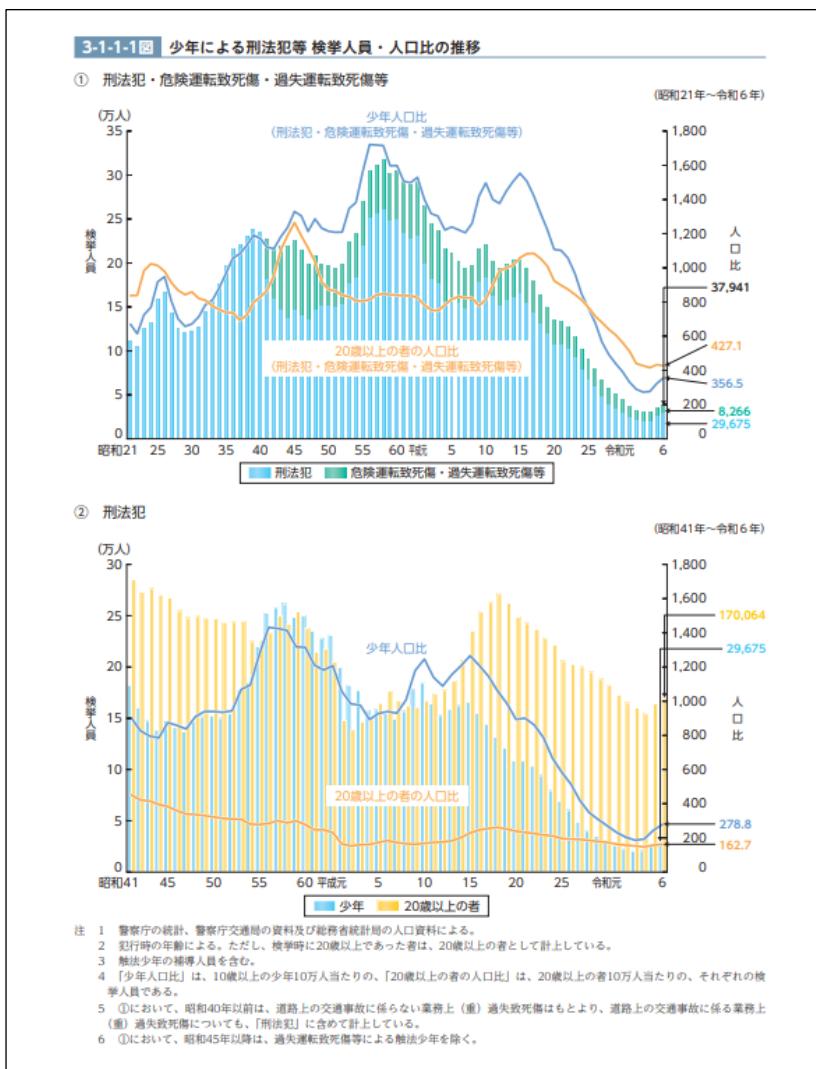
## 少年非行の概要（2024年 犯罪白書2025年版より）

2025年12月24日作成

## 1 少年刑法犯等の検挙人員

少年非行<sup>1</sup>の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年による刑法犯等の検挙人員をまとめた図1をみよう。

図1（犯罪白書2025年版3-1-1-1図）少年刑法犯等検挙人員・人口比の推移



(10万人当たり)  
少年人口比 365.5人  
20歳以上人口比 427.1人

少年人口比 278.8人  
20歳以上人口比 162.7人

## 2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

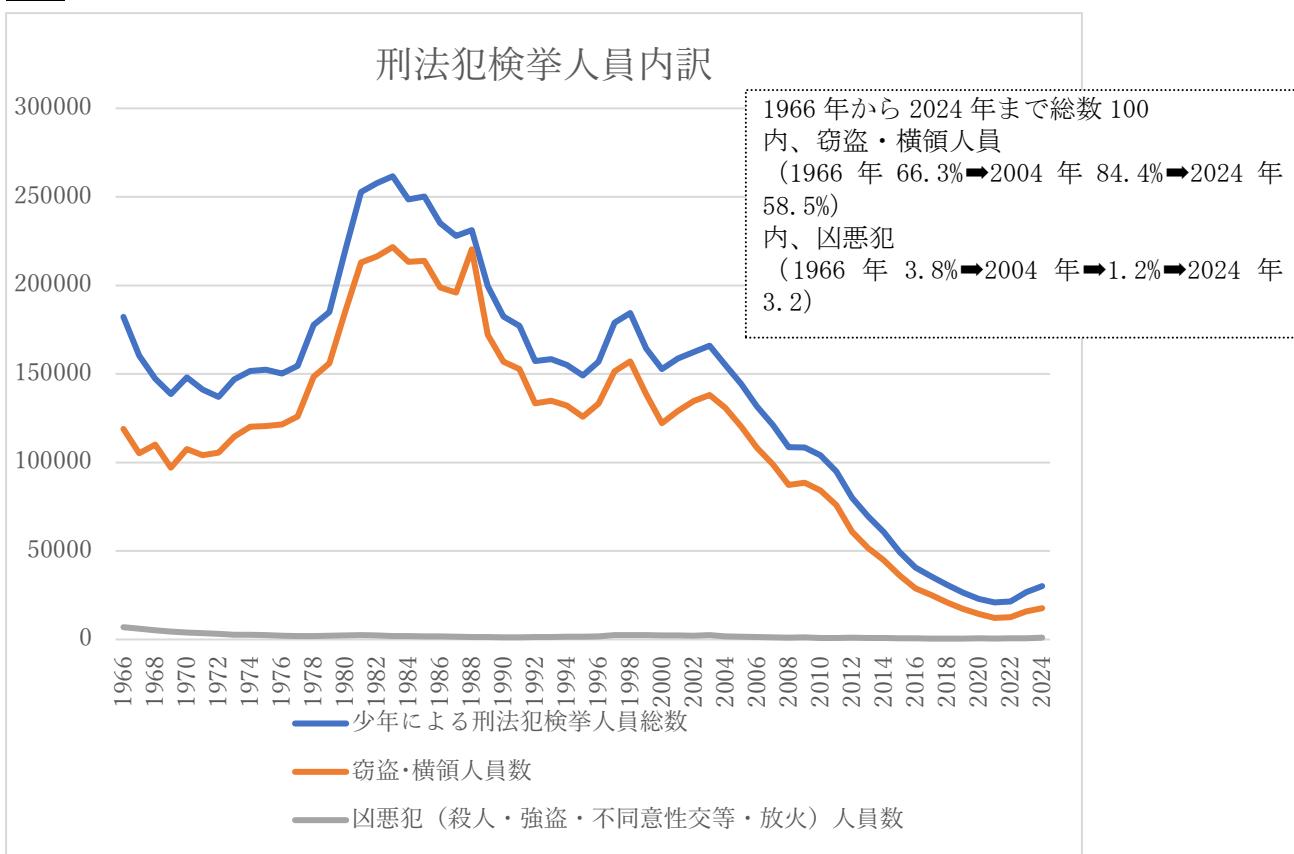
- ・少年非行の過半数以上は窃盗・横領・・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳（比率）

（暦年の犯罪白書より作成・・ただし2015年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた）【※凶悪犯=殺人・強盗・強姦（不同意性交等）・放火（未遂含む）】

<sup>1</sup> 「非行」という概念は少年法3条の対象である「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」を総称したもの。少年法は「犯罪」といわず「非行」という。もっともこの資料は主に警察の統計であり、「虞犯」も入っていない。

図2

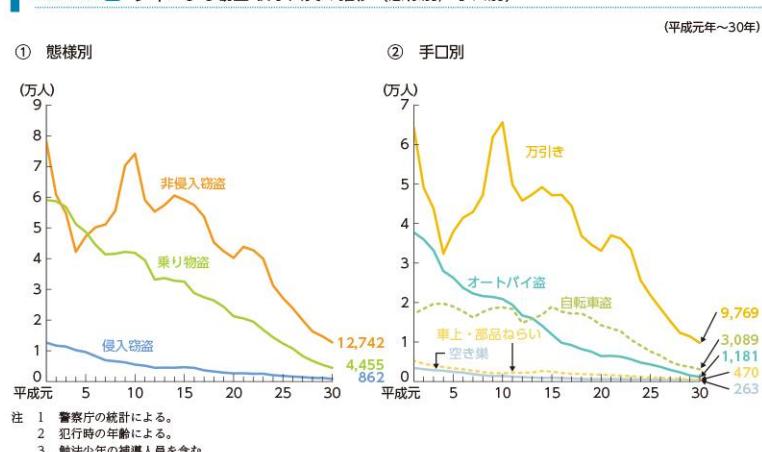


窃盗・横領の比率は2010年まで80%超えがずっと続いていたし、凶悪犯も2006年から2011年まで1%以下が続いた。しかし、最新データでは総数100%中、少年による刑法犯検挙人員に占める凶悪犯の割合は（1966年3.8%→2024年3.2%）で、以前に比しては最近やや高まっている。他方、窃盗・横領（占有離脱物横領）の割合は（1966年66.3%→2024年58.5%）と比率が低まっている。尚、図2における「横領」の昨今の数値はその大部分は放置自転車等をもってきてしまう「占有離脱物横領」である。

（この2年やや増加しているが全体に）少年刑法犯総数が大きく減少している中、窃盗・横領が占める比率が低まり、凶悪犯罪の比率が高まっていると判断される。ただいざれにしても少年刑法犯検挙人員は、依然として窃盗・横領の検挙人員数が過半数を占め、窃盗・横領の増減で左右されることがわかる。■図3

図3（犯罪白書（2019年版2-2-1-10図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

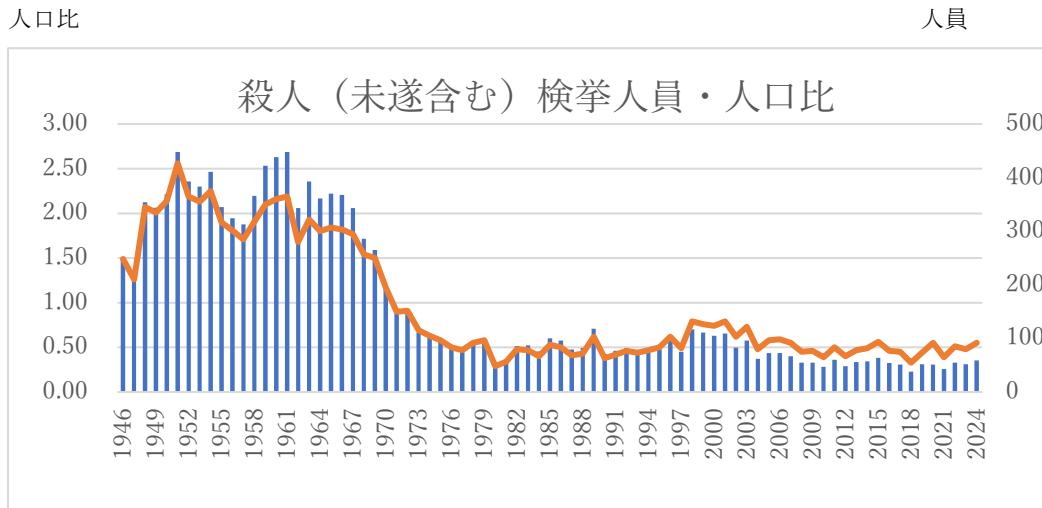
2-2-1-10図 少年による窃盗検挙人員の推移（態様別、手口別）



### 3 凶悪化はあるのか

図2にあるように、刑法犯全体で見ると昨今「凶悪犯」の占める比率がやや高まっているが、全体が著しく減少している中での比率である。殺人に関しては以下図4のとおり人員でも人口比でも1970年半ば以降大きく減少したまま多少の増減で推移している。

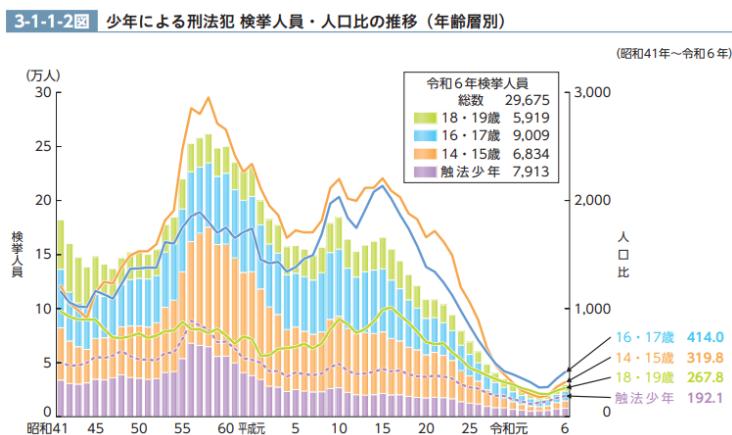
**図4** 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



### 4 低年齢化はあるのか 刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5のように、検挙人員も人口比でも年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様であったが、この2年、少年検挙人員が増える中やや触法・年少少年が増加傾向にある。これに関する図6、図7、表1も参照のこと

**図5**（犯罪白書2025年版3-1-1-2図）



注  
 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。  
 4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

ただ、次の「非行少年率」では昨今（1999年から2004年生）のピークは14歳になっているが・・

## 5 非行少年率 非行のピーク

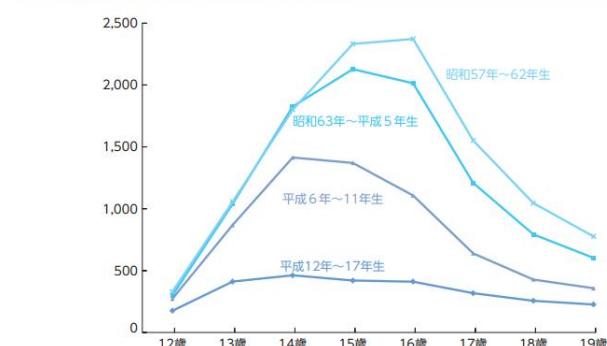
「非行少年率」の説明は以下（2025年版犯罪白書より）

- ・少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和57年から平成17年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における非行少年率（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう）。

非行のピークは、以前は14歳だった。だが非行増大がピークになったころから15から17歳がピークに。そこからまた下がり、最近では14歳が（図6 犯罪白書 2025年版 3-1-1-3図）。なお非行総数との関係は図1と対比されたい。だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかってきたが、昨今は減り方が緩やかになっている（図6）。

図6

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。

3 「非行少年率」は、各世代について、各年齢時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかってきたが、昨今はその減り方が緩やかになっている

## 7 就学・就労状況 教育程度

図7（犯罪白書 2025年版 3-1-1-5図）

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の就学・就労状況による。

3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。

4 触法少年の補導人員を含まない。

1990年に入り、これまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが再び上昇、高校生がトップ（（犯罪白書 2025年版の3-1-1-5図・・・図7）。ただし、これらには触法少年が入っていないので触法少年を入れると中学生の比率は高まるはず。また、就労別では以前は無職少年が多かったが、昨今は有職少年が多い。今年はやや比率が低まったが無職少年より依然高い。

高等教育進学率 80%を超える<sup>2</sup>中、有職少年は中学卒・高校中退で働いていると思われる。格差社会が拡大する中、有職少年の比率の高さは学歴格差問題が潜んでいると思われる。表2は、少年院新収容者の教育程度を分析したものである。

表1 少年による刑法犯検挙人員の就学就労状況別構成比（2021年版犯罪白書とその後の犯罪白書を使用して作成）

	総数 (人)	中学生	高校生	大学生	その他の 学生 (%)	有職少年	無職少年
		(%)	(%)	(%)		(%)	(%)
2005	123,715	27.8	43.3	4.6	3.4	9.1	11.9
2006	112,817	27.9	42.4	5.2	3.2	9.8	11.6
2007	103,224	29.6	41.4	5.2	2.8	10.2	11
2008	90,966	31	39.8	5.0	2.5	10.7	11
2009	90,282	33.2	38.6	4.8	2.2	9.2	11.9
2010	84,846	32.8	39.5	4.9	2.3	9.1	11.4
2011	77,696	33.1	39.0	4.7	2.3	9.5	11.4
2012	65,448	31.9	38.4	4.7	2.5	11.1	11.3
2013	56,469	32.7	37.2	4.2	2.3	12.3	11.2
2014	46,361	31.8	36.6	4.2	2.7	14.1	10.5
2015	38,921	28.1	37.7	4.9	2.5	15.9	10.9
2016	31,516	25.3	37.8	5.3	2.8	17.5	11.2
2017	26,792	23.2	38.1	5.7	2.9	18.4	11.7
2018	23,489	19.7	39.0	5.8	3.2	19.6	12.6
2019	19,914	17.2	40.0	5.9	3.3	21.4	12.2
2020	17,466	17.2	40.1	4.8	3.4	22.7	11.8
2021	14,816	17.6	40.7	4.9	3.5	21.6	11.7
2022	14,887	18.4	41.7	4.7	3.5	20.1	11.7
2023	18,949	20.9	41.3	5.1	3.0	18.6	11.1
2024	21,762	20.3	43.6	4.9	2.7	17.6	11.0

表2 少年院新収容者教育程度（暦年の少年矯正統計年報より作成）

年	総数（人）	中学校卒業	高校中退
2017	2124	612 (28.5)	803 (37.4)
2018	2108	533 (25.3)	862 (40.9)
2019	1727	421 (24.4)	693 (40.1)
2020	1624	336(20.7)	708(43.6)
2021	1377	317(23.0)	558(40.5)
2022	1332	267 (20.0)	544 (40.8)
2023	1632	319 (19.5)	661 (40.5)
2024	1828	335 (18.3)	776 (42.5)

※「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、「高校中退率」は2001年度までの2.6%をピークに徐々に下がり傾向、2017年度は1.3%、2018年度は1.4%、2019年度1.3%、2020年度1.1%。だが2021年は1.2%、2022年は1.4%、2023年は1.5%

<sup>2</sup> 「令和6年度学校基本調査」によれば、高校等卒業者の高等教育機関（大学（学部）・短期大学（本科）入学者、高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者）への進学率（過年度卒を含む）は87.3%で、前年度より3.3ポイント上昇し、過去最高

に上昇したが、2024年は1.4%に。全体の中退率からみて少年院収容者のその比率は抜きん出て高い。表にあるように「中学校卒業」の比率も高い。この数年中学校卒が減りながら高校中退比率はあまり変わらないという現象も出でてきている。しかもいざれも（本表には未掲載だが）少年鑑別所より少年院新収容者の方がその比率が高い。非行の結果高校に進学できなかつた、あるいは高校中退になつたという事情も考え得るが、非行少年の家庭における貧困率の高さ（「少年鑑別所収容者」より「少年院収容者」の方が高い）をみると、非行と教育格差という事実を無視することはできない。教育格差の背後にあるのが経済格差、貧困の問題である。

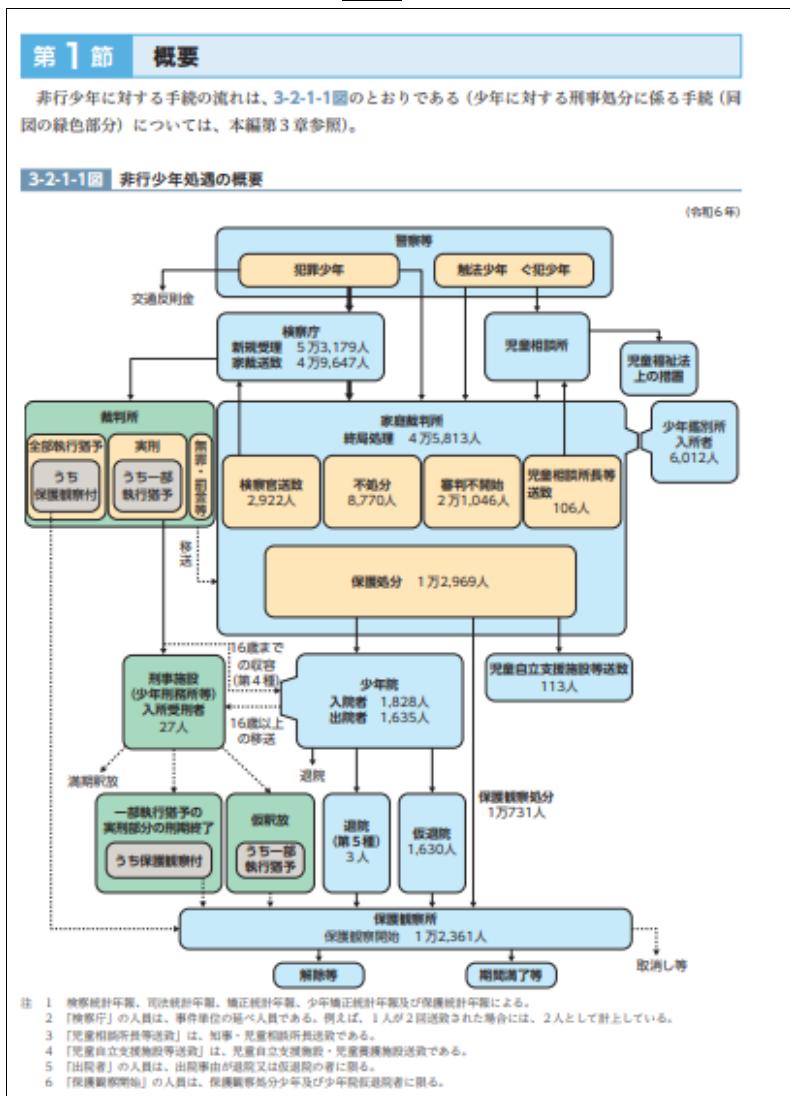
### 【参考資料】

表3 少年院新収容者の生活程度等（暦年の少年矯正統計年報 26表・22表から作成）

		総数	富裕	普通	貧困	不詳	実母のみ家庭 (構成比)
2017	男	1999	67(3.4%)	1416(70.8%)	502(25.1%)	14(0.7%)	42.4%
	女	148	5(3.4%)	97(65.6%)	42(28.4%)	4(2.7%)	43.9%
	合計	2147	72(3.4%)	1513(70.4%)	544(25.3%)	18(0.8%)	42.5%
2018	男	1933	84(4.3%)	1381(71.4%)	454(23.5%)	14(0.7%)	40.0%
	女	175	10(5.7%)	111(63.4%)	52(29.7%)	2(1.1%)	42.9%
	合計	2108	94(4.5%)	1492(70.8%)	506(24.0%)	16(0.8%)	42.1%
2019	男	1594	80(5.0%)	1120(70.3%)	379(23.8%)	15(0.9%)	39.6%
	女	133	4(3.0%)	89(66.9%)	38(28.6%)	2(1.5%)	37.6%
	合計	1727	84(4.9%)	1209((70.0%)	417(24.1%)	17(1.1%)	39.5%
2020	男	1487	80(5.4%)	1066(71.7%)	330(22.2%)	11(0.7%)	38.9%
	女	137	4(2.9%)	91(66.4%)	40(29.2%)	2(0.7%)	41.6%
	合計	1624	84(5.2%)	1157(71.2%)	370(22.8%)	13(0.8%)	39.1%
2021	男	1258	58(4.6%)	914(72.7%)	276(21.9%)	10(0.8%)	40.10%
	女	119	3(2.5%)	86(72.3%)	29(24.4%)	1(0.8%)	41.20%
	合計	1377	61(4.4%)	1000(72.3%)	305(22.1%)	11(0.8%)	40.20%
2022	男	1203	75(6.2%)	883(73.4%)	237(19.7%)	8(0.7%)	43.00%
	女	129	10(7.8%)	86(66.7%)	32(24.8%)	1(0.8%)	42.60%
	合計	1332	85(6.4%)	969(72.7%)	269(20.2%)	9(0.7%)	42.90%
2023	男	1498	91(6.1%)	1107(73.9%)	288(19.2%)	12(0.8%)	39.3%
	女	134	11(8.2%)	91(67.9%)	29(21.6%)	3(2.2%)	34.3%
	合計	1632	102(6.3%)	1198(73.4%)	317(19.4%)	15(0.9%)	38.9%
2024	男	1670	92(5.5%)	1264(75.7%)	308(18.4%)	6(0.4%)	38.4%
	女	158	12(7.6%)	109(69.0%)	36(22.8%)	1(0.6%)	43.0%
	合計	1828	104(5.7%)	1373(75.1%)	344(18.8%)	7(0.4%)	38.7%

- 子どもの貧困率は11.5%（厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」2023年7月）発表。2021年時点の調査少年院収容者の貧困率は高い。
- 少年鑑別所収容少年（掲載略）に比し少年院収容者の方が貧困層の比率が多い。このことは重い事件や非行性が深化した少年には貧困層が多いと推定される。
- 特筆すべきは「母子世帯」の少年が多いことである。前掲厚労省の国民生活基礎調査によれば、母子世帯は全体の約1.0%である。母子世帯の貧困率はきわめて高い（内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」では母子世帯貧困率は54.4%）。前掲厚労省の「国民生活基礎調査」にある相対的貧困率では「子どもがいる現役世代・大人が一人」世帯の貧困率は44.5%となっている。少年院ないし少年鑑別所収容者の少年の貧困率は実際は表3にある以上に高いと思われる。この調査にある「各種世帯の生活意識」では「苦しい」の割合は「母子世帯」は75.2%とダントツに高い。

## 8 非行少年処遇の概要 図8



## 9 特定少年（非行当時18歳・19歳）

20歳未満の者は一律「少年」として取り扱われるが、そのうち18歳・19歳の者は「特定少年」と位置づけられ、17歳以下の少年とは区別して取り扱われることになり、2022年4月から施行

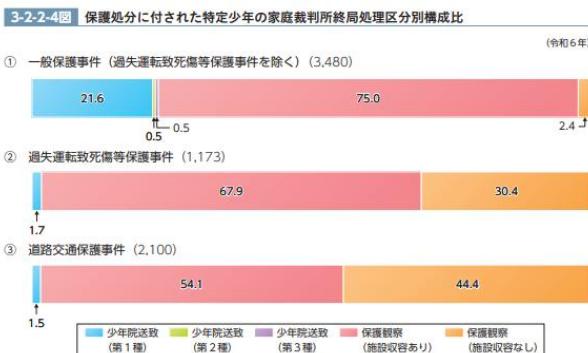
・死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯した特定少年は原則逆送

→逆送され起訴後は原則20歳以上と同じ扱い

- ・特定少年に対する保護処分の内容やその期間は、「犯情の軽重を考慮」して決定されることが明文化
- ・特定少年に対する保護処分については、審判時に、保護観察は6ヶ月・2年のいずれか、少年院送致は3年の範囲内で、期間が明示される

第5種少年院新設→対象者は「2年間の保護観察者で保護観察における遵守事項に対する重大な違反があり、本人の改善及び更生を図る ために少年院における処遇が必要とされる場合」（家庭裁判所は、2年間の保護観察処分をする決定と同時に、1年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定める）

図9 保護処分に付された特定少年の処理状況



注  
1 司法統計年報による。  
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。  
3 「道交法違反事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。  
4 「保護観察（施設収容あり）」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「保護観察（施設収容なし）」は、同項1号の決定があった者である。  
5 ( ) 内は、実人員である。

表4 原則逆送対象事件の処理状況

3-2-2-6表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和6年)  
① 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）

罪名	終局処理人	検察官送致 (判決区分相当)	保護処分	少年院送致			保護観察	施設収容あり	施設収容なし	不処分	審判不開始
				第1種少年院	第2種少年院	第3種少年院					
総 数	12 (12)	9 (9)	3 (3)	—	—	—	3 (3)	(3)	(—)	—	—
殺 人	4 (4)	3 (3)	1 (1)	—	—	—	1 (1)	(1)	(—)	—	—
傷 害 致 死	4 (4)	2 (2)	2 (2)	—	—	—	2 (2)	(2)	(—)	—	—
強 盗 致 死	1 (1)	1 (1)	—	—	—	—	—	(—)	(—)	—	—
危険運転致死	3 (3)	3 (3)	—	—	—	—	—	(—)	(—)	—	—

② 短期1年以上の罪（特定少年）

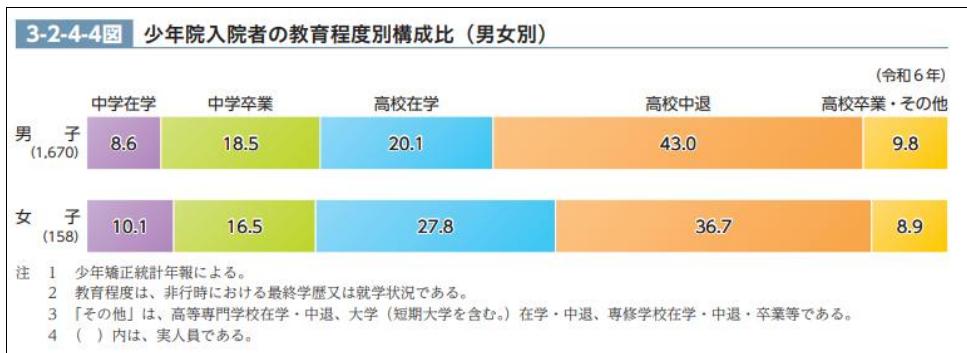
罪名	終局処理人	検察官送致 (判決区分相当)	保護処分	少年院送致			保護観察			不処分	審判不開始
				第1種少年院	第2種少年院	第3種少年院	施設収容あり	施設収容なし			
総 数	183	64	106	58	—	4	44	—	8	5	—
放 火	7	1	5	1	—	2	2	—	1	—	—
偽 造	10	1	3	—	—	—	3	—	3	3	—
不同性わいせつ罪	5	1	4	2	—	—	2	—	—	—	—
不同意性交等	60	24	33	13	—	—	20	—	2	1	—
不同意性交等復讐	2	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—
殺 人 未遂	3	—	3	2	—	1	—	—	—	—	—
罰金拘禁及び懲役	3	—	3	—	—	—	3	—	—	—	—
強 盗	22	4	17	14	—	—	3	—	1	—	—
強 盗 致 傷	51	23	27	20	—	1	6	—	1	—	—
覚醒剤取締法	7	6	1	1	—	—	—	—	—	—	—
麻薬取締法	9	2	6	4	—	—	2	—	—	1	—
そ の 他	4	1	3	1	—	—	2	—	—	—	—

注  
1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。  
2 「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものを行う。  
3 「短期1年以上の罪」は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものを行い、「故意致死」に該当するものを除く。  
4 年齢超過による検察官送致を除く。  
5 「保護観察」のうち、「施設収容あり」は、少年法64条1項2号の決定があった者であり、「施設収容なし」は、同項1号の決定があつた者である。

## 10 少年院入院者の教育程度・就学就労状況、そして被虐待経験（犯罪白書2025年版より）

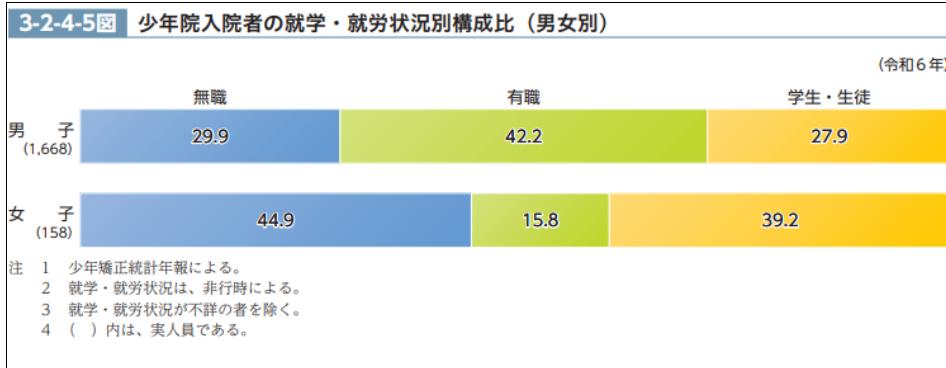
教育格差と経済格差に関しては7も参照のこと

図10



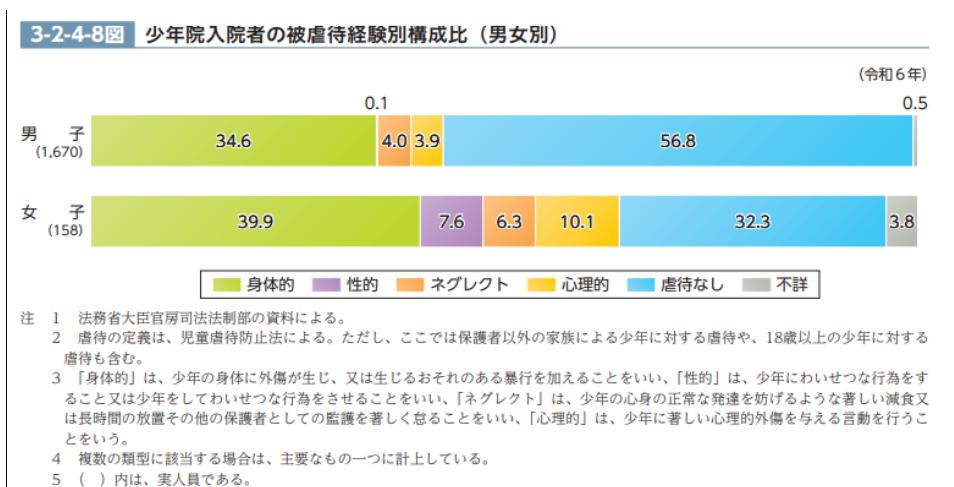
注  
1 少年矯正統計年報による。  
2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。  
3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。  
4 ( ) 内は、実人員である。

図11



注  
1 少年矯正統計年報による。  
2 就学・就労状況は、非行時による。  
3 就学・就労状況が不詳の者を除く。  
4 ( ) 内は、実人員である。

図12



→虐待と貧困との関係も論じられている(2009年全国児童相談所長会〔編〕「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書)等

<http://www.zenjiso.org/wp-content/uploads/2015/02/acf05fb0c83d761bd6520db27c26ea1.pdf>

## 11 少年の刑事裁判判決・・判決時に20歳未満のみ

表5

犯罪白書2025年版 3-3-2-2表より

**3-3-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）**

罪名	有罪 総数	死刑	無期 懲役	不定期刑	有期懲役・禁錮			罰金	家裁 移送		
					定期刑						
					一部執行猶予	保 護 観察付	全部執行猶予				
総 数	89	-	-	-	88	-	-	58	9	1	
刑 法 犯	35	-	-	-	35	-	-	6	4	-	
わいせつ等	9	-	-	-	9	-	-	2	1	-	
殺 人	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
傷 害	3	-	-	-	3	-	-	2	2	-	
窃 盜	2	-	-	-	2	-	-	1	-	-	
強 盜	20	-	-	-	20	-	-	1	1	-	
詐 欺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐喝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 法 犯	54	-	-	-	53	-	-	52	5	1	
大麻取締法	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	
覚醒剤取締法	3	-	-	-	3	-	-	2	2	-	
道路交通法	22	-	-	-	21	-	-	21	1	1	
自動車運転死傷処罰法	27	-	-	-	27	-	-	27	2	-	
そ の 他	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	

注  
1 司法統計年報による。  
2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。  
3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。  
4 「大麻取締法」は、令和5年法律第84号による改正後の大麻栽培規制法違反を含まない。  
5 裁判時20歳未満の者に限る。

## 12 再非行

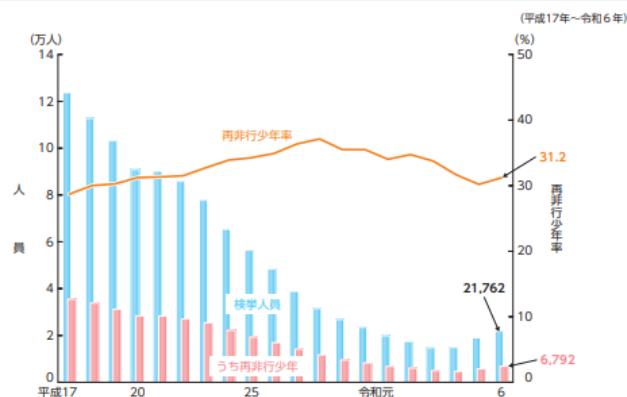
### (1) 再非行少年率

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

・・・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたりするが、少年全体における再犯率が高くなつたのではない。図13のように検挙される少年の人員が全体に減少しているからそのなかで再非行の少年の比率が増えているだけである。

図13 (犯罪白書 2025年版 5-5-1図より)

5-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



注  
1 警察庁の統計による。  
2 刑行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。  
3 特法少年の検挙人員を含まない。  
4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(捕導)されたことがあり、再び検挙された少年をいう。  
5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

### (2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法24条の保護処分としての保護観察（1号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2号観察）の2種である。

表6 保護観察対象少年の再処分率の推移 (犯罪白書 2025年版 5-5-6表より)

5-5-6表 保護観察対象少年の再処分率の推移

年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,558	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2
3	7,570	16.1	0.2	—	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2
4	6,566	17.8	0.3	0.0	1.0	0.3	0.8	8.5	6.7	0.2
5	5,905	20.1	0.4	0.1	1.0	0.3	0.8	10.0	7.3	0.3
6	6,712	20.5	0.3	—	0.8	0.3	0.8	11.1	6.9	0.4

年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1
6	1,067	25.2	0.6	—	1.7	0.3	0.7	16.8	4.8	0.4

年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1
6	1,067	25.2	0.6	—	1.7	0.3	0.7	16.8	4.8	0.4

年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1
6	1,067	25.2	0.6	—	1.7	0.3	0.7	16.8	4.8	0.4

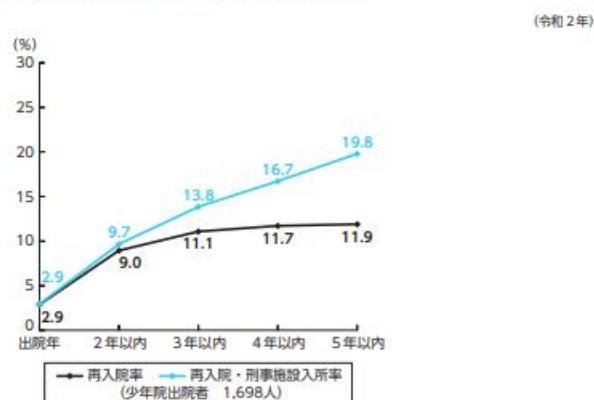
年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	—	—	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	—
4	1,677	16.8	0.2	—	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1
6	1,067	25.2	0.6	—	1.7	0.3	0.7	16.8	4.8	0.4

年 次	保護観察終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金				
			実 刑	一 部 執 行猶予	全 部 執 行猶予	一 般	交 通	少 年 院 送 达	保 護観 察	
27年	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—						

## (3) 少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

図14 犯罪白書 2025年版 5-5-4 図より

5-5-4図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率



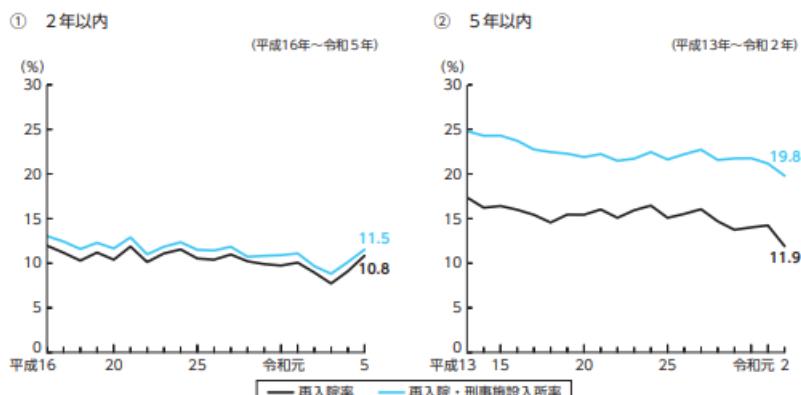
注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再入院率」は、令和2年の少年院出院者の人員に占める、同年から6年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、令和2年の少年院出院者の人員に占める、同年から6年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

図15 2年以内、5年以内の上記（犯罪白書 2025年版 5-5-5 図より）

5-5-5図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

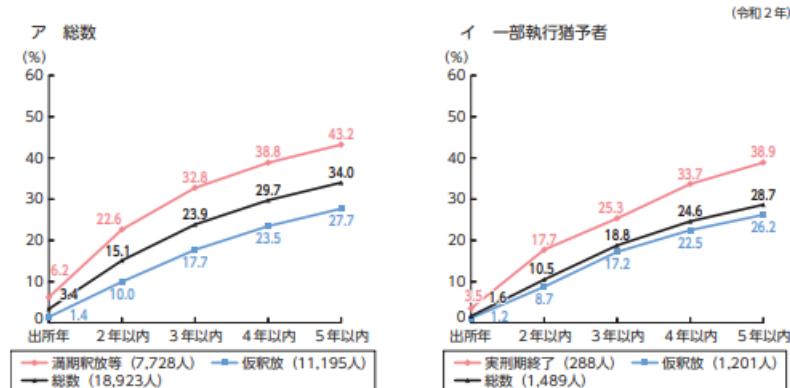
2 「再入院率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

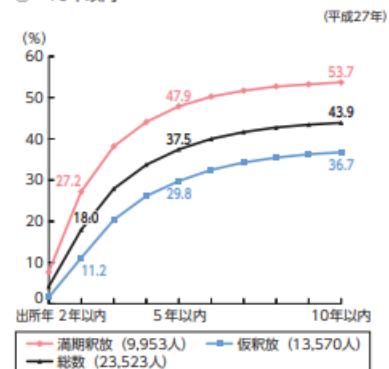
## 【参考】刑務所出所者の再入率（犯罪白書2025年版5-3-6図より）

5-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

① 5年以内



② 10年以内



- 注  
 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「再入率」は、①では令和2年の、②では平成27年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和6年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。